

6 全動薬協第 30 号
令和 7 年 3 月 13 日

都道府県協会
会長 各位

一般社団法人全国動物薬品器材協会
理事長 相原 夏実

法令遵守の徹底について

日ごろから、当協会の事業運営に御理解ご協力を賜り、お礼申し上げます。

ご承知のとおり、公正取引委員会は、昨年 10 月、当協会の会員である山形県動物薬品器材協会の構成会員に、山形県及び山形県畜産協会が発注したワクチン等動物用医薬品の入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」という。）に違反する行為の疑いがあったとし立入検査を実施し、令和 7 年 3 月 13 日、独占禁止法に違反する行為を行ったとして、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を発出しました。

あわせて、公正取引委員会から当協会に対して、別紙 1 の第 2 のとおり、会員の構成会員に、協会の会員を通じて「全国動物薬品器材協会の会員となっている山形県動物薬品器材協会の会合という名目で、本件違反行為に係る話し合いを行っていた事実等が認められた。（中略）動物用医薬品の卸売業者によって本件違反行為と同様の行為が行われることを未然に防止する観点から、本件違反行為の概要及び独占禁止法の遵守について周知徹底するよう要請」がありました。（別紙 1）【注：事件の概要、独占禁止法について】

協会としては、このように会員の会合という名目で違反事案に係る話し合いを行っていたことは誠に遺憾であります。

また、このことについて、令和 7 年 3 月 13 日、農林水産省（消費・安全局畜水産安全管理課飼料安全・薬事室長）から、当協会と当協会会員及びその構成会員に、改めて、独占禁止法をはじめとする関係法令の遵守を徹底するよう通知されたところです。

（別紙 2）

当協会では、会員及び会員の構成会員とともに一丸となって、社会的責任と使命を意識し、誠実かつ断固たる決意をもってコンプライアンスの強化に取り組むこととします。

つきましては、今回の事案を機に、この様な事案を引き起こすことがないように、改めて、独占禁止法等関係法令の遵守、コンプライアンスの徹底とともに、医薬品を安全かつ安定的に供給し、社会的信頼の回復に努めるようお願いいたします。

貴会の構成会員に周知徹底をお願いいたします。

山形県が発注する豚熱ワクチン及び公益社団法人山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について

令和 7 年 3 月 1 3 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、山形県が発注する豚熱ワクチン^(注1)及び公益社団法人山形県畜産協会（以下「山形県畜産協会」という。）が発注する動物用ワクチン^(注2)の入札等の参加業者に対し、本日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

本件の違反行為の概要は後記第 1 の 3 に記載のとおりであり、本件は、豚熱ワクチン及び動物用ワクチンの入札等の参加業者が、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものである。

また、一般社団法人全国動物薬品器材協会（以下「全国動薬協」という。）に対し、本日、後記第 2 のとおり、要請を行った。

（注 1）「豚熱ワクチン」とは、家畜伝染病予防法（昭和 2 6 年法律第 1 6 6 号）第 2 条第 1 項の表 2 0 の項に規定する豚熱の発生を予防するために豚に接種するワクチンをいう。

（注 2）「動物用ワクチン」とは、家畜の伝染性疾患の発生を予防するために家畜に接種するワクチンをいう。

第 1 排除措置命令及び課徴金納付命令

1 違反事業者の概要

番号	違反事業者 (法人番号)	本店の所在地	代表者
1	株式会社アグロジャパン (2110001004425)	新潟市江南区曙町五丁目 1 番 3 号	代表取締役 浅見 毅
2	小田島商事株式会社 (2400001005237)	岩手県花巻市卸町 66 番地	代表取締役 小田島 隆
3	M P アグロ株式会社 (4430001033605)	北海道北広島市大曲工業団地六丁目 2 番地 13	代表取締役 一柳 吉孝

（注 3）違反事業者名については、以下「株式会社」の記載を省略する。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局東北事務所第一審査課 電話 022-225-8421（直通） 公正取引委員会事務総局審査局第二審査 電話 03-3581-3384（直通） ホームページ https://www.jftc.go.jp/
--------	---

2 排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者、課徴金額等

番号	違反事業者	山形県が発注する豚熱ワクチン				山形県畜産協会が発注する動物用ワクチン				合計
		排除措置命令	課徴金減免制度の適用			排除措置命令	課徴金減免制度の適用			
			課徴金額	申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率		課徴金額	申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率	
1	アグロジャパン	○ 297万円	30%	10%	20%	○ —	—	—	—	297万円
2	小田島商事	○ 159万円	30%	10%	20%	○ 111万円	30%	10%	20%	270万円
3	MPアグロ	— —	免除	免除	—	— —	免除	免除	—	
違反事業者数		3社				3社				延べ6社 (実数3社)
排除措置命令対象事業者		2社				2社				延べ4社 (実数2社)
課徴金納付命令対象事業者		2社				1社				延べ3社 (実数2社)
課徴金額		456万円				111万円				567万円

(注4) 表中「排除措置命令」欄の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象であることを示している。

(注5) 表中「排除措置命令」欄及び「課徴金額」欄の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象でないことを示している。

なお、番号1の事業者は、山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンについて、算出された課徴金の額が100万円未満であったため、独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象とはなっていない。

(注6) 表中「課徴金減免制度の適用」欄及び「申請順位に応じた減免率」欄の「—」は、その事業者が課徴金減免制度の適用事業者でないことを示している。

(注7) 表中「事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率」欄の「—」は、その事業者が調査協力減算制度の適用事業者でないことを示している。

3 違反行為の概要

(1) 山形県が発注する豚熱ワクチンに係る違反行為（詳細は別添1令和7年（措）第1号排除措置命令書参照）

アグロジャパン及び小田島商事の2社（以下「名宛人2社」という。）並びにMPアグロの3社（以下「3社」という。）は、遅くとも令和2年9月18日頃以降、山形県が発注する豚熱ワクチンについて、受注価格の低落防止を図るためア(7) 受注予定者を決定する

(イ) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

イ(7) 令和2年度に調達される豚熱ワクチンについては、3社のうち小田島商事及びMPアグロの2社（以下「特定2社」という。）を受注予定者とした上で、特定2社それぞれが各総合支庁（山形県の村山総合支庁、最上総合支庁、置賜総合支庁及び庄内総合支庁をいう。以下同じ。）に提示する見積価格を同じ価格として、かつ、アグロジャパンが各総合支庁に提示する見積価格を特定2社よりも高くすることによって、各総合支庁において実施されるくじ

引き（予定価格の制限の範囲内で最も低い見積価格を提示した者が複数の場合に、当該者を対象に実施されるもの）において、受注予定者のうちいずれか1社が受注できるようにする

- (4) 令和3年度に調達される豚熱ワクチンについては小田島商事を、令和4年度に調達される豚熱ワクチンについてはアグロジャパンを、令和5年度に調達される豚熱ワクチンについてはMPアグロを、それぞれ受注予定者とし、受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた入札価格より高い入札価格を提示する

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、3社は、公共の利益に反して、山形県が発注する豚熱ワクチンの取引分野における競争を実質的に制限していた。

- (2) 山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンに係る違反行為（詳細は別添2令和7年（措）第2号排除措置命令書参照）

3社は、遅くとも令和2年3月27日頃以降、山形県畜産協会が指名競争入札の方法により発注する別添2令和7年（措）第2号排除措置命令書別紙1の表記載の動物用ワクチン（以下「特定動物用ワクチン」という。）について、受注価格の低落防止を図るため

ア(7) 品目ごとに受注予定者を決定する

- (4) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

イ 品目ごとに、毎年度、入札が実施される3月時点で山形県畜産協会との間で単価契約を締結している者を翌年度における当該品目の受注予定者とすることを基本としつつ

- (7) 令和2年度及び令和3年度に調達される特定動物用ワクチンについては、それぞれ、特定動物用ワクチンの発注見込総額に占める3社それぞれの受注見込額の割合等を勘案して受注予定者を決定し、受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた入札価格より高い入札価格を提示する

- (4) 令和4年度及び令和5年度に調達される特定動物用ワクチンについては、それぞれ、前年度に山形県が調達した豚熱ワクチンを受注した者の当該受注に係る売上高等を勘案して受注予定者を決定し、受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた入札価格より高い入札価格を提示する

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、3社は、公共の利益に反して、特定動物用ワクチンの取引分野における競争を実質的に制限していた。

4 排除措置命令の概要

前記3の違反行為（以下「本件違反行為」という。）ごとに、次のとおり排除措置命令を行った。

- (1) 名宛人2社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

ア 本件違反行為を取りやめていることを確認すること。

イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して

(7) 山形県が発注する豚熱ワクチン

(4) 特定動物用ワクチン

について、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。

(2) 名宛人2社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、発注者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 名宛人2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記(1)イの動物用ワクチンについて、受注予定者を決定してはならない。

(4) 名宛人2社のうちアグロジャパンは、次のアの事項を行うために必要な措置を、小田島商事は、次のア及びイの事項を行うために必要な措置を、それぞれ、講じなければならない。

ア 官公需又は特定動物用ワクチンの受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成並びに自社の役員及び従業員に対する周知徹底（アグロジャパンにあっては当該行動指針の自社の役員及び従業員に対する周知徹底）

イ 官公需又は特定動物用ワクチンの受注に関する独占禁止法の遵守についての、自社の役員及び従業員に対する定期的な研修

5 課徴金納付命令の概要

名宛人2社は、令和7年10月14日までに、それぞれ前記2の「課徴金額」欄記載の額（総額567万円）を支払わなければならない。

第2 全国動薬協に対する要請

本件違反行為の審査の過程において、3社が、全国動薬協の会員となっている山形県動物薬品器材協会の会合という名目で本件違反行為に係る話し合いを行っていた事実等が認められた。

よって、公正取引委員会は、豚熱ワクチン及び動物用ワクチンを含む動物用医薬品の卸売業に関連する全国団体である全国動薬協に対し、動物用医薬品の卸売業者によって本件違反行為と同様の行為が行われることを未然に防止する観点から、本件違反行為の概要及び独占禁止法の遵守について、会員である各都道府県の動物薬品器材協会を通じて、動物用医薬品の卸売業者に周知徹底するよう要請した。

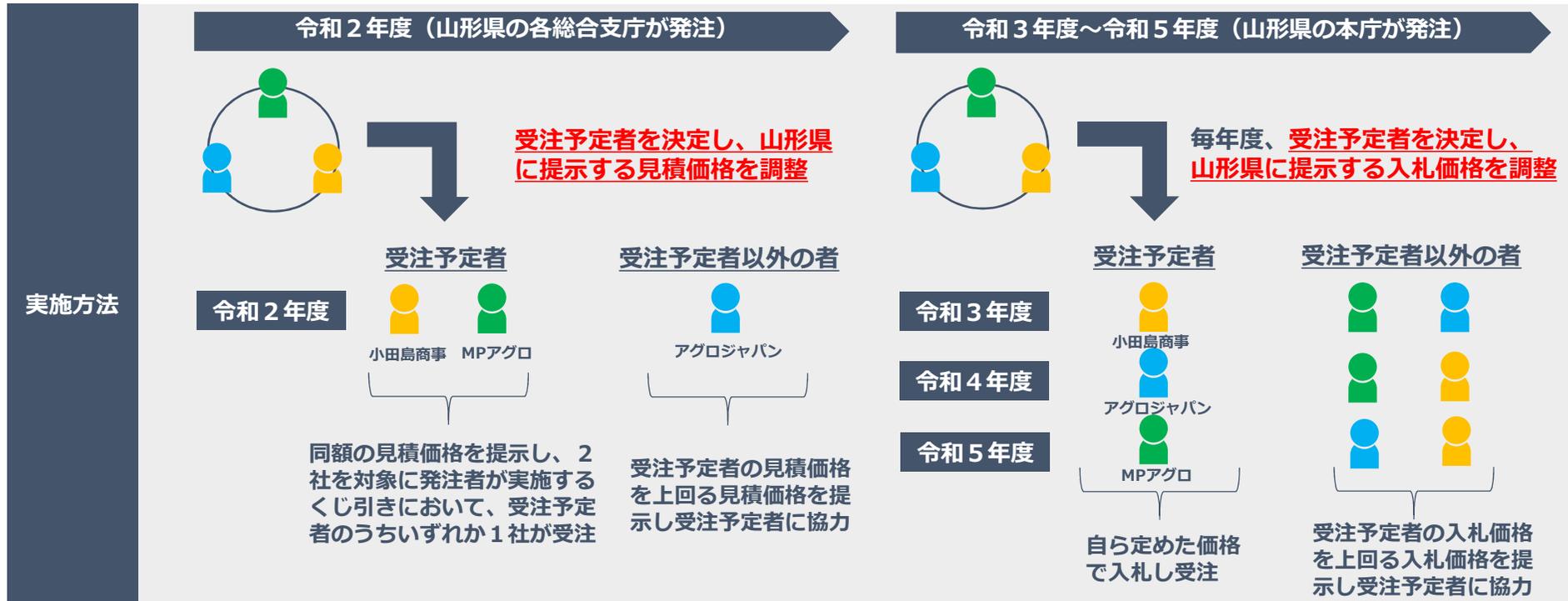
山形県が発注する豚熱ワクチンの入札等の参加業者に対する排除措置命令等について（概要）

発注者 (注1)	 山形県  村山総合支庁 最上総合支庁 置賜総合支庁 庄内総合支庁	違反事業者3社	 MPアグロ  アグロジャパン  小田島商事
-------------	--	---------	---

(注1) 令和2年度は山形県各総合支庁が見積り合わせの方法で発注し、令和3年度以降は山形県の本庁が一般競争入札の方法で発注している。

発注商品	 豚熱ワクチン (注2) (注2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項の表20の項に規定する豚熱の発生を予防するために豚に接種するワクチン。
------	---

合意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受注予定者を決定する ・ 受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力する
----	--



実施状況	<p>山形県が発注する豚熱ワクチンの全てを受注</p>
------	------------------------------------

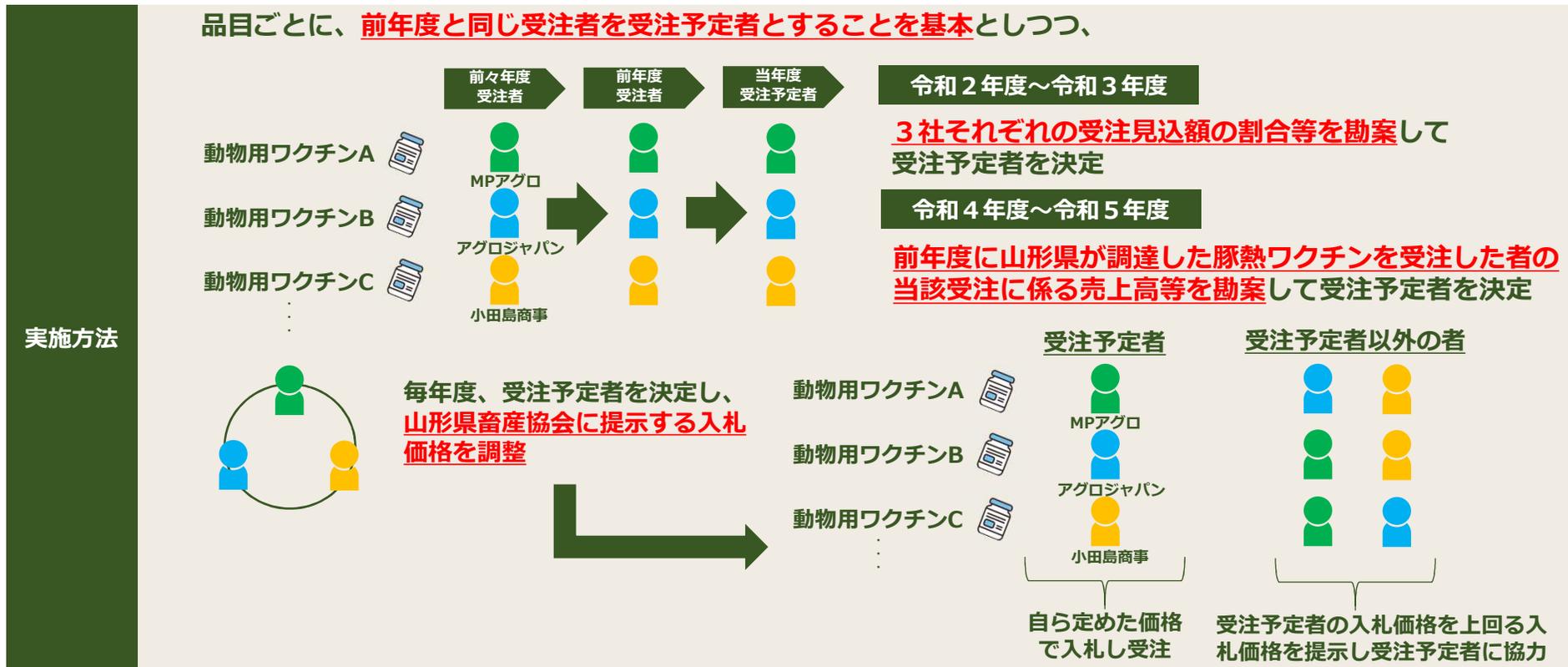
山形県が発注する豚熱ワクチンの取引分野における競争を実質的に制限

山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札参加業者に対する排除措置命令等について（概要）

発注者	 山形県畜産協会	違反事業者3社	 MPアグロ
発注商品	 特定動物用ワクチン （注） （注）山形県畜産協会が指名競争入札の方法により発注する令和7年（措）第2号 排除措置命令書別紙1の表記載の動物用ワクチン。		 アグロジャパン
			 小田島商事

合意

- ・ **品目ごとに受注予定者を決定する**
- ・ **受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力する**



実施状況

特定動物用ワクチンの全てを受注

特定動物用ワクチンの取引分野における競争を実質的に制限

1 最近の入札談合・受注調整事件

件名 措置年月日	内容
令和6年（措）第15号及び第16号 損害保険会社らに対する件 （令和6年10月31日）	三井住友海上、損保ジャパン及び東京海上は、共同して、警視庁が希望制指名競争入札の方法により発注する任意自動車保険について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第15号） 三井住友海上、損保ジャパン及び東京海上は、共同して、東京都発注の病院賠償責任保険について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第16号）
令和6年（措）第7号 青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らに対する件 （令和6年5月30日）	青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らが ① 受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力すること ② 受注予定者は、受注予定者以外の者に受注した当該業務の一部を委託することを合意していた。
令和6年（措）第6号 名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者に対する件 （令和6年5月22日）	名古屋市発注の中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
令和6年（措）第2号 独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らに対する件 （令和6年3月14日）	独立行政法人国立印刷局発注の再生巻取用紙の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
令和6年（措）第1号 東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する件 （令和6年3月4日）	東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
令和5年（措）第5号 高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する件 （令和5年9月28日）	高知県発注の地質調査業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
令和5年（措）第1号 独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らに対する件 （令和5年3月24日）	独立行政法人国立病院機構発注の九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
令和4年（措）第6号 愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者に対する件 （令和4年10月17日）	愛知県又は岐阜県に所在する病院発注の医事業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
令和4年（措）第4号及び第5号 広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らに対する件 （令和4年10月6日）	広島県教育委員会発注のコンピュータ機器の入札等の参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第4号） 広島市発注のコンピュータ機器の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第5号）

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

【定義】

第二条（略）

②～⑤（略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨（略）

【私的独占又は不当な取引制限の禁止】

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

【排除措置】

第七条（略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から七年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四（略）

【課徴金】

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約であつて、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務の供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、第一号から第三号までに掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額及び第四号に掲げる額の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一～四（略）

②・③（略）

【不当な取引制限に係る課徴金の調査協力減算】

第七条の五 公正取引委員会は、前条第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者（以下この条において「報告等事業者」という。）から次の各号に掲げる行為についての協議の申出があつたときは、報告等事業者との間で協議を行うものとし、当該事実及び資料により得られ、並びに第一号に掲げる行為により報告し、又は提出する事実又は資料により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容その他の事情を考慮して、公正取引委員会規則で定めるところにより、報告等事業者との間で、報告等事業者が同号に掲げる行為をし、かつ、公正取引委員会が第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができる。

一・二（略）

②～⑪（略）

令和元年改正法附則（抄）

第六条（略）

2 施行日前違反行為（旧独占禁止法第七条の二第一項若しくは第二項又は第八条の三に規定するものに限る。）として開始された行為であって、施行日以後になくなったもの（施行日以後において、新独占禁止法第七条の二第一項、第七条の九第一項又は第八条の三に規定する違反行為に該当するものに限る。）についての課徴金の額（施行日前違反行為に係る部分に限る。）の計算については、新独占禁止法第七条の二（新独占禁止法第七条の九第三項又は第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の三（新独占禁止法第七条の九第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の八第四項（新独占禁止法第七条の九第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、新独占禁止法第七条の二及び第七条の三の規定の適用に係る部分に限る。）及び第七条の九第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、旧独占禁止法第七条の二第一項中「から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。）」とあるのは、「（当該事業活動を行つた日が、当該事業者に対し当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第百二条第一項若しくは第二項に規定する処分又は第百三条の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知（第六項に規定する事前通知をいう。）を受けた日）の十年前の日前であるとき、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）の三年前の日前であるときは、当該十年前の日又は当該三年前の日のいずれか遅い日）から改正法施行日の前日までの期間」とする。

3～5（略）

令和元年改正前独占禁止法の規定

〔課徴金〕

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の対価に係るもの

二（略）

②～⑳（略）

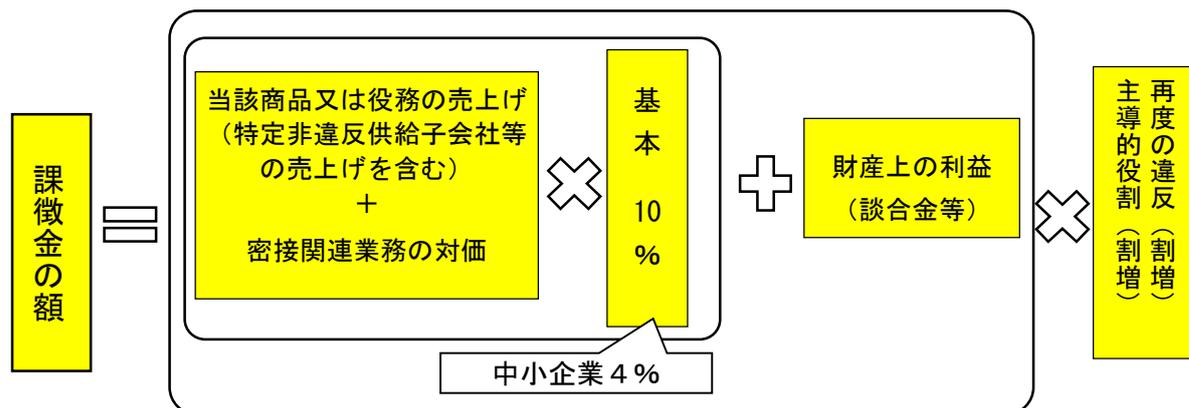
3 課徴金制度の概要

(1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者がカルテル・談合をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第7条の2第1項）。

(2) 課徴金額の計算

カルテル・談合の実行期間中の事業者及びその特定非違反供給子会社等の対象商品又は役務の売上額又は購入額及び違反行為の実行期間における密接関連業務^(注1)の対価の額に相当する額を基に、事業者の規模に応じて定められた課徴金算定率を乗じた額と違反行為の実行期間において得た談合金等^(注2)に相当する額を合計して計算する^(注3)。また、再度の違反^(注4)又は主導的役割^(注5)のいずれかに該当する場合には、合計して計算された額を5割増しとし、いずれにも該当する場合には合計して計算された額を10割増しとする。



(注1) 対象商品又は役務の供給の全部又は一部を行わないことを条件として行う、商品又は役務の供給であって、他の違反行為者等が対象商品・役務を供給するために必要とされるもの。

(注2) 対象商品又は役務を供給しないこと等に関して得た財産上の利益（第7条の2第1項第4号）。

(注3) 課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2第1項ただし書）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第7条の8第2項）。

(注4) 「再度の違反」の割増しは、調査開始日から遡り10年以内に、①課徴金納付命令等を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、②その完全子会社が課徴金納付命令等（当該命令等の日以後において完全子会社の関係にある場合に限る。）を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、③合併、事業譲渡又は事業分割の相手方である事業者が課徴金納付命令等を受けた事業者（当該合併、事業譲渡又は事業分割の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、に対して適用される。ただし、調査開始日から遡り10年以内に受けた課徴金納付命令が確定していない場合はこの限りではない（第7条の3第1項）。

(注5) 「主導的役割」の割増しは、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される（第7条の3第2項）。

(3) 課徴金減免制度及び調査協力減算制度

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（第7条の4第1項～第3項）。

また、課徴金減免制度による課徴金額の減免に加えて、調査協力減算制度の適用を受ける事業者については、事業者の協力が事件の真相解明に資する程度に応じ、課徴金額が減算される^(注1・2)（第7条の5第1項～第3項）。

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	+	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率 (調査協力減算制度)	=	適用される減免率	
前	1位	全額免除		最大40%		(注3)	全額免除
	2位	20%					最大60%
	3~5位	10%					最大50%
	6位以下	5%					最大45%
後	最大3社 (注4)	10%		最大20%		最大30%	
	上記以下	5%				最大25%	

(注1) 報告した事実又は提出した資料に虚偽の内容が含まれていたなど減免失格事由に該当する場合は、課徴金の減免を受けることはできない(第7条の6)。

(注2) 一定の要件を満たす場合は、同一企業グループ内の複数の事業者による共同の報告が認められ、共同の報告を行った全ての事業者に同一順位が割り当てられる(第7条の4第4項)。

(注3) 調査開始日より前に1番目に課徴金減免申請をした事業者は、調査協力減算制度の対象とはならない。

(注4) 調査開始日以後の申請者のうち3番目以内であり、調査開始日前及び調査開始日以後の申請者のうち5番目以内である場合に限る。

(4) 課徴金の額の計算に係る経過措置

違反行為が、令和元年改正法施行日(令和2年12月25日。以下「施行日」という。)前に開始され、施行日以後になくなったものであるときは、施行日前の違反行為に係る部分の課徴金の額の計算は、令和元年改正法による改正前の独占禁止法(以下「旧独占禁止法」とし、旧独占禁止法の規定は「旧第●条第●項」とする。)の規定により行う(令和元年改正法附則第6条第2項)。

ア カルテル・談合の実行期間中(最長3年間)の対象商品又は役務の売上額を基に、事業者の規模や業種ごとに定められた課徴金算定率を乗じて計算する。

$$\text{課徴金額} = \text{カルテル・談合の実行期間中の対象商品又は役務の売上額} \times \text{課徴金算定率}$$

(注) 課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない(旧第7条の2第1項ただし書)。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる(第7条の8第2項)。

イ 課徴金算定率

		大企業			中小企業		
違反対象事業	小売業・卸売業以外	10%	早期解消	8%	4%	早期解消	3.2%
			再度の違反	15%		再度の違反	6%
			主導的役割	15%		主導的役割	6%
			再度+主導	20%		再度+主導	8%
	小売業	3%	早期解消	2.4%	1.2%	早期解消	1%
			再度の違反	4.5%		再度の違反	1.8%
			主導的役割	4.5%		主導的役割	1.8%
			再度+主導	6%		再度+主導	2.4%
	卸売業	2%	早期解消	1.6%	1%	早期解消	0.8%
			再度の違反	3%		再度の違反	1.5%
			主導的役割	3%		主導的役割	1.5%
			再度+主導	4%		再度+主導	2%

- (注1) 「早期解消」の課徴金算定率は、調査開始日の1月前の日までに違反行為をやめ、かつ、違反行為に係る実行期間が2年未満である事業者に対して適用される。ただし、当該事業者が「再度の違反」又は「主導的役割」の適用を受ける事業者である場合には適用されない(旧第7条の2第6項)。
- (注2) 「再度の違反」の課徴金算定率は、調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令(当該命令が確定している場合に限る。)等を受けた事業者(当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。)に対して適用される(旧第7条の2第7項)。
- (注3) 「主導的役割」の課徴金算定率は、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される(旧第7条の2第8項)。
- (注4) 「再度+主導」の課徴金算定率は、「再度の違反」及び「主導的役割」のいずれにも該当する事業者に対して適用される(旧第7条の2第9項)。

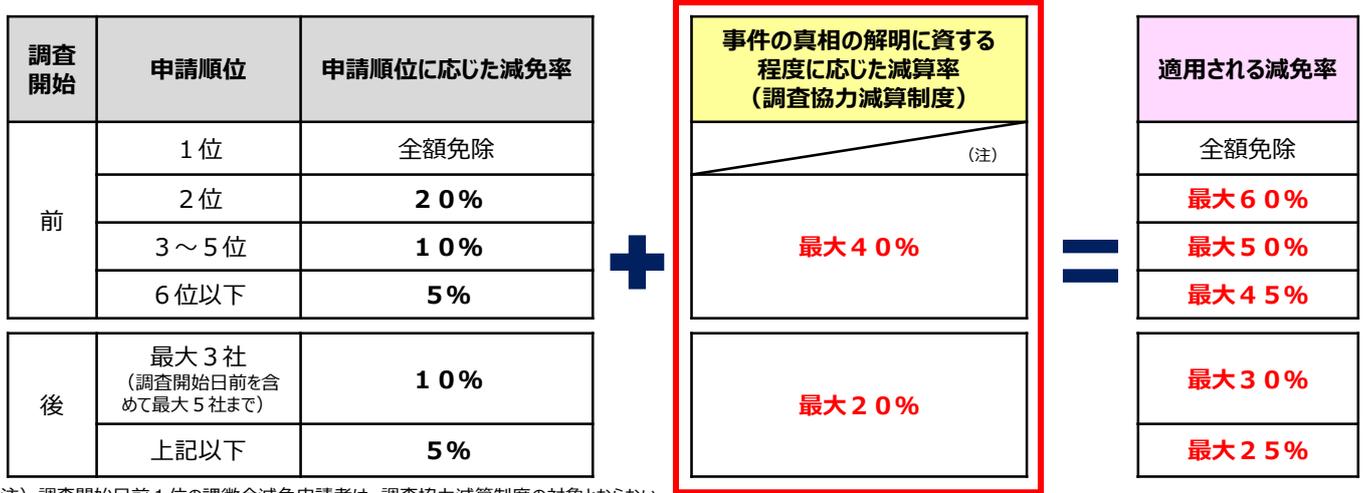
調査協力減算制度とは

制度の目的

事業者が公正取引委員会の**事件調査に協力するインセンティブを高める**ことにより、**効率的かつ効果的な事件の真相解明**、違反行為の排除・抑止を図るため。

制度の概要

事業者から課徴金減免申請がなされた場合に、申請順位に応じた課徴金額の減免率に加えて、**事業者の協力が事件の真相の解明に資する程度（事業者の実態解明への協力度合い）に応じた減算率を適用する**制度。



(注) 調査開始日前1位の課徴金減免申請者は、調査協力減算制度の対象とならない。

事業者との合意と減算率

事業者との合意

(合意の種類)

① 特定割合についての合意

⇒ 合意時点までに事業者が把握している事実等を評価し、特定の減算率(特定割合)を合意において定める。

② 上限及び下限についての合意

⇒ 調査期間を通じて行われた協力の内容を評価し、合意において定める上限及び下限の範囲内で公正取引委員会が減算率を決定する。

公正取引委員会は、通常、②上限及び下限についての合意の求めを行う。

3つの「評価における考慮要素」

具体的かつ詳細であるか否か

「事件の真相の解明に資する」事項(※)について網羅的か否か

当該事業者が提出した資料により裏付けられているか否か

(※)
事件の真相の解明に資する事項

違反行為に係る事項

①違反行為の対象となった商品又は役務、②違反行為の態様、③違反行為の参加者、④違反行為の時期、⑤違反行為の実施状況、⑥その他違反行為に係る事項

課徴金に係る事項

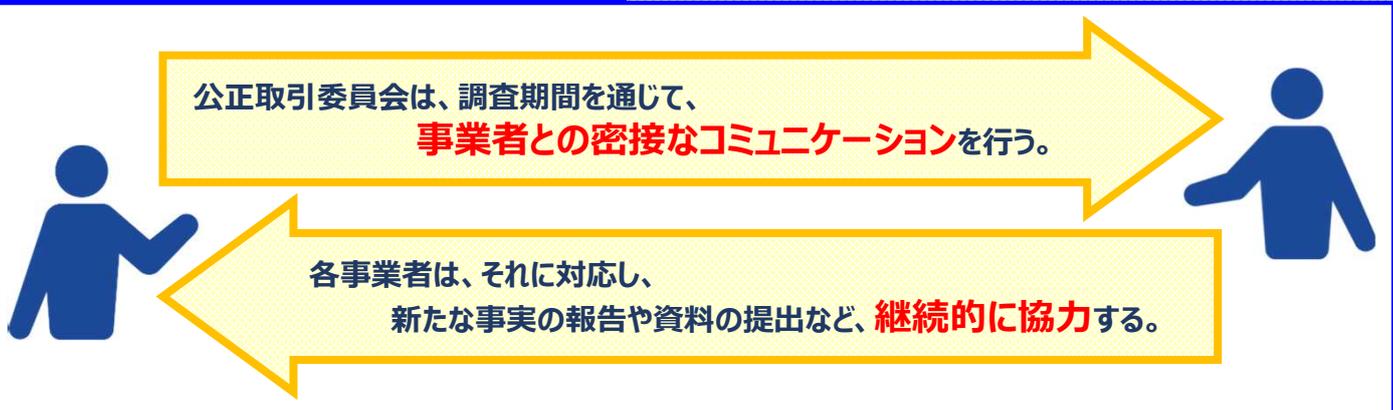
⑦課徴金額の算定の基礎となる額、⑧課徴金額の算定率

減算率

事件の真相の 解明に資する程度	高い (全ての要素を満たす)	中程度 (2つの要素を満たす)	低い (1つの要素を満たす)
調査開始日前	40%	20%	10%
調査開始日以後	20%	10%	5%

密接なコミュニケーションと継続的な協力

密接なコミュニケーションと継続的な協力



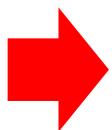
事業者が調査期間中に行った報告等の内容が、**3つの「評価における考慮要素」を全て満たした場合、合意において定めた上限の減算率を適用**する。

(注1) 個々の事件の真相の解明の状況

事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては、**事件の真相の解明の状況を踏まえつつ**、事業者が行った報告等の内容が、上記の3つの「評価における考慮要素」をそれぞれ満たしているか否かを考慮する。

(注2) 各事業者の関与の度合いや把握の状況

上記注1の各要素の考慮に当たっては、例えば、調査対象の事件の事実認定において必要となる「事件の真相の解明に資する」事項について、他の事業者等から収集した事実等から判断した事業者の違反行為への**関与の度合いに応じ、その把握し得る限りで報告等がされたか否か**といった、**事件の真相の解明の状況を踏まえること**となる。



公正取引委員会の事件調査に協力する事業者のインセンティブを高めることにより、効率的・効果的な実態解明・事件処理を行う。

令和 7 年（措）第 1 号

排 除 措 置 命 令 書

新潟市江南区曙町五丁目 1 番 3 号

株式会社アグロジャパン

同代表者 代表取締役 浅 見 毅

岩手県花巻市卸町 6 6 番地

小田島商事株式会社

同代表者 代表取締役 小田島 隆

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文及び理由中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 株式会社アグロジャパン（以下「アグロジャパン」という。）及び小田島商事株式会社（以下「小田島商事」という。）の 2 社（以下「名宛人 2 社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 山形県が発注する豚熱ワクチンについて、名宛人 2 社及び MP アグロ株式会社（以下「MP アグロ」という。）の 3 社（以下「3 社」という。）が、遅くとも令和 2 年 9 月 1 8 日頃以降共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、山形県が発注する豚熱ワクチンについて、受注予定者を

決定せず、自主的に受注活動を行うこと。

- 2 名宛人2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、山形県に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 名宛人2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、山形県が発注する豚熱ワクチンについて、受注予定者を決定してはならない。
- 4 名宛人2社のうちアグロジャパンは、次の(1)の事項を行うために必要な措置を、小田島商事は、次の(1)及び(2)の事項を行うために必要な措置を、それぞれ、講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - (1) 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成並びに自社の役員及び従業員に対する周知徹底（アグロジャパンにあっては当該行動指針の自社の役員及び従業員に対する周知徹底）
 - (2) 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての、自社の役員及び従業員に対する定期的な研修
- 5 名宛人2社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 名宛人2社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、山形県の区域において豚熱ワクチン等の卸売業を営む者である。

イ 名宛人以外のMPアグロは、北海道北広島市大曲工業団地六丁目2番地

13に本店を置き、山形県の区域において豚熱ワクチン等の卸売業を営む者である。

(2) 山形県による豚熱ワクチンの発注方法等

ア 山形県は、令和2年9月11日に同県が農林水産省から豚熱ワクチンの接種推奨地域に指定されたことを受けて、令和2年度以降、豚熱ワクチンを年度ごとに調達している。

イ 山形県は、令和2年度に調達する豚熱ワクチンについては、令和2年9月16日頃以降、各総合支庁（村山総合支庁、最上総合支庁、置賜総合支庁及び庄内総合支庁をいう。以下同じ。）において、3社に対し、見積り合わせを実施することを通知した上で、1ドース当たりの見積価格を提示させ、予定価格の制限の範囲内で最も低い見積価格を提示した者（当該者が複数の場合は、当該者を対象に実施するくじ引きで決定した者）を受注者とし、契約締結日から令和3年3月31日までを契約期間とする単価契約を当該受注者と締結し、当該受注者から調達していた。

ウ 山形県は、令和3年度以降に調達する豚熱ワクチンについては、農林水産部畜産振興課において一括して一般競争入札を実施し、次の(ア)及び(イ)の方法により受注者を決定し、契約締結日から翌年3月31日までを契約期間とする単価契約を当該受注者と締結し、当該受注者から調達していた。当該一般競争入札に参加した事業者は、3社のみであった。

(ア) 令和3年度に調達する豚熱ワクチンについては、令和3年2月24日に入札公告を行った上で、1ドース当たりの単価を入札価格とし、予定価格の制限の範囲内で最も低い入札価格を提示した者を受注者とする。

(イ) 令和4年度以降、各年度に調達する豚熱ワクチンについては、調達する年度の前年度の2月又は3月に入札公告を行い、20ドース入りのバイアルの調達予定数量及び50ドース入りのバイアルの調達予定数量を入札公告で示した上で、20ドース入りのバイアル当たりの単価及び50ドース入りのバイアル当たりの単価のそれぞれを入札価格とし、予定価格の制限の範囲内であって、かつ、それぞれの入札価格に入札公告で示したそれぞれの調達予定数量を乗じて得た額の合計額が最も低くなる入札価格を提示した者を受注者とする。

2 合意及び実施方法

3社は、遅くとも令和2年9月18日頃以降、山形県が発注する豚熱ワクチ

ンについて、受注価格の低落防止を図るため

(1)ア 受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2)ア 令和2年度に調達される豚熱ワクチンについては、3社のうち小田島商事及びMPアグロの2社（以下「特定2社」という。）を受注予定者とした上で、特定2社それぞれが各総合支庁に提示する見積価格を同じ価格として、かつ、アグロジャパンが各総合支庁に提示する見積価格を特定2社よりも高くすることによって、各総合支庁において実施される前記1(2)イ記載のくじ引きにおいて、受注予定者のうちいずれか1社が受注できるようにする

イ 令和3年度に調達される豚熱ワクチンについては小田島商事を、令和4年度に調達される豚熱ワクチンについてはアグロジャパンを、令和5年度に調達される豚熱ワクチンについてはMPアグロを、それぞれ受注予定者とし、受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた入札価格より高い入札価格を提示することにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 実施状況

山形県が発注する豚熱ワクチンの全てについて、3社は、前記2により、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力し、受注予定者が受注していた。

4 前記2の行為の取りやめ

MPアグロが、令和5年11月1日、名宛人2社に対し、今後、前記2(1)の合意に基づく行為を行わない旨通告したことを契機として、名宛人2社は、同日以降、同合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、3社は、共同して、山形県が発注する豚熱ワクチンについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、山形県が発注する豚熱ワクチンの取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するもの

である。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、名宛人2社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が自主的に取りやめられたものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、名宛人2社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和7年3月13日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 吉 田 安 志

委 員 泉 水 文 雄

別紙

番号	用語	定義
1	豚熱ワクチン	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項の表20の項に規定する豚熱の発生を予防するために豚に接種するワクチン
2	ドース	ワクチンの1回分の接種量
3	バイアル	ワクチンを保管するために用いられるガラス製の瓶にゴムで栓をした容器

令和 7 年（措）第 2 号

排 除 措 置 命 令 書

岩手県花巻市卸町 6 6 番地

小田島商事株式会社

同代表者 代表取締役 小田島 隆

新潟市江南区曙町五丁目 1 番 3 号

株式会社アグロジャパン

同代表者 代表取締役 浅 見 毅

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別紙 1 中の用語のうち、別紙 2 「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙 2 「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 小田島商事株式会社（以下「小田島商事」という。）及び株式会社アグロジャパン（以下「アグロジャパン」という。）の 2 社（以下「2 社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 別紙 1 記載の動物用ワクチン（以下「特定動物用ワクチン」という。）について、2 社及び MP アグロ株式会社（以下「MP アグロ」という。）の 3 社（以下「3 社」という。）が、遅くとも令和 2 年 3 月 2 7 日頃以降共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定動物用ワクチンについて、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。

- 2 2社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、公益社団法人山形県畜産協会（以下「山形県畜産協会」という。）に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 2社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定動物用ワクチンについて、受注予定者を決定してはならない。
- 4 2社のうち小田島商事は、次の(1)及び(2)の事項を行うために必要な措置を、アグロジャパンは、次の(1)の事項を行うために必要な措置を、それぞれ、講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - (1) 特定動物用ワクチンの受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成並びに自社の役員及び従業員に対する周知徹底（アグロジャパンにあっては当該行動指針の自社の役員及び従業員に対する周知徹底）
 - (2) 特定動物用ワクチンの受注に関する独占禁止法の遵守についての、自社の役員及び従業員に対する定期的な研修
- 5 2社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 2社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、山形県の区域において動物用ワクチン等の卸売業を営む者である。

イ 名宛人以外のMPアグロは、北海道北広島市大曲工業団地六丁目2番地13に本店を置き、山形県の区域において動物用ワクチン等の卸売業を営む者である。

(2) 特定動物用ワクチンの発注方法等

ア 山形県畜産協会は、山形市に主たる事務所を置き、畜産の振興と畜産経営の健全な発展及び消費者への安全・安心で良質な畜産物の安定的供給に寄与することを目的とする公益社団法人であり、特定疾病損耗防止推進事業として、家畜の各種伝染性疾病の発生の予防を図るため、家畜に対する動物用ワクチンの接種を実施している。

イ 山形県畜産協会は、毎年3月に、翌年度に調達する特定動物用ワクチンについて、品目ごとの発注予定数量を示した上で、入札参加者に、品目ごとに入札価格を提示させて入札を実施し、次の(ア)ないし(ウ)の順序によって受注者を決定した上で、当該受注者との間で、翌年度の4月1日から翌年3月31日までを契約期間とする単価契約を締結し、当該受注者から調達していた。

(ア) 予定価格の制限の範囲内で最も低い入札価格を提示した者を受注者とする。

(イ) 3社が提示した入札価格がいずれも予定価格を上回った場合は、再入札を行い、予定価格の制限の範囲内で最も低い入札価格を提示した者を受注者とする。

(ウ) 再入札においても3社が提示した入札価格がいずれも予定価格を上回った場合には、再入札において最も低い入札価格を提示した者を受注者とする。

ウ 遅くとも令和2年3月27日以降、特定動物用ワクチンの指名競争入札には、3社のみが参加していた。

2 合意及び実施方法

3社は、遅くとも令和2年3月27日頃以降、特定動物用ワクチンについて、受注価格の低落防止を図るため

(1)ア 品目ごとに受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2) 品目ごとに、毎年度、入札が実施される3月時点で山形県畜産協会との間で単

価契約を締結している者を翌年度における当該品目の受注予定者とすることを基本としつつ

ア 令和2年度及び令和3年度に調達される特定動物用ワクチンについては、それぞれ、特定動物用ワクチンの発注見込総額に占める3社それぞれの受注見込額の割合等を勘案して受注予定者を決定し、受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた入札価格より高い入札価格を提示する

イ 令和4年度及び令和5年度に調達される特定動物用ワクチンについては、それぞれ、前年度に山形県が調達した豚熱ワクチンを受注した者の当該受注に係る売上高等を勘案して受注予定者を決定し、受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた入札価格より高い入札価格を提示する

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 実施状況

特定動物用ワクチンの全てについて、3社は、前記2により、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力し、受注予定者が受注していた。

4 前記2の行為の取りやめ

MPアグロが、令和5年11月1日、2社に対し、今後、前記2(1)の合意に基づく行為を行わない旨通告したことを契機として、2社は、同日以降、同合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、3社は、共同して、特定動物用ワクチンについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定動物用ワクチンの取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、2社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が自主的に取りやめられたものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、2社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和7年3月13日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 吉 田 安 志

委 員 泉 水 文 雄

別紙 1

公益社団法人山形県畜産協会が指名競争入札の方法により発注する下表記載の動物用ワクチン

番号	品目
1	豚丹毒ワクチン（20ドース）
2	豚丹毒ワクチン（50ドース）
3	日本脳炎生ワクチン（10ドース）
4	日本脳炎・豚パルボウイルス感染症混合生ワクチン（10ドース）
5	牛五種混合生ワクチン（5ドース）
6	牛五種混合生ワクチン（10ドース）
7	牛五種混合不活化ワクチン（10ドース）
8	牛六種混合生・不活化ワクチン（5ドース）
9	牛六種混合生・不活化ワクチン（10ドース）
10	アカバネ病生ワクチン（5ドース）
11	アカバネ病生ワクチン（10ドース）
12	牛ヘモフィルス・ソムナス感染症不活化ワクチン（5ドース）
13	牛ヘモフィルス・ソムナス感染症不活化ワクチン（10ドース）
14	炭疽生ワクチン（50ドース）
15	牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン（シード） （10ドース）
16	ボツリヌスワクチン（10ドース）

（注）番号15の牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ混合生ワクチン（シード）（10ドース）は、令和5年3月に実施された入札においては発注されていない。

別紙 2

番号	用語	定義
1	動物用ワクチン	家畜の伝染性疾病の発生を予防するために家畜に接種するワクチン
2	豚熱ワクチン	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項の表20の項に規定する豚熱の発生を予防するために豚に接種するワクチン
3	ドース	ワクチンの1回分の接種量

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 13 日

一般社団法人 全国動物薬品器材協会
理事長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課飼料安全・薬事室長

動物用医薬品卸売販売業者における法令遵守の徹底について

令和 7 年 3 月 13 日、山形県等が発注した動物用ワクチンの入札（遅くとも令和 2 年 3 月以降）に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為（不当な取引制限）を行ったとして、公正取引委員会より医薬品卸売販売業者 2 社に対して、独占禁止法に基づく排除措置命令と課徴金納付命令があったところである。

動物用医薬品は、家畜防疫上重要な資材であり、その流通を担う医薬品卸売販売業者においては、公正な競争・取引を通じて透明かつ適切な市場実勢価格が形成されるよう努める必要がある。独占禁止法をはじめとする関係法令遵守の徹底は、その社会的使命を果たしていく上で最も重要な責務である。

今般の事案を受けて、改めて、貴会及び貴会会員に対し、独占禁止法をはじめ医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の関係法令遵守の徹底を要請する。